資料５

選定方法及び選定要項（案）

１　選定方法（案）

選定委員会において、指定管理候補者から提出された申請書類及びプレゼンテーションを基に審査及び評価を行い、指定管理候補者の選定を行う。市長は、選定委員会から指定管理候補者について意見を聴取し、指定管理者を選定（決定）する。

なお、審査及び評価にあたっては、京都市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条第１項に定める次の選定基準に基づき審査項目を別途設定し、審査及び評価を行う。

※　選定基準に基づく審査項目は別途提示。

＜条例に規定している選定基準　抜粋＞

①　施設の利用に関し不当な差別取扱いが行われるおそれがないこと。

②　施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

③　施設の管理運営を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

＜指定管理候補者選定の手順＞

時期（予定）	内容
令和８年７月　６日（月）	第１回選定委員会開催 ・選定方法、選定要項等への意見聴取
７月２３日（木）	候補団体に選定要項を配布 ※質疑応答期間（～８月７日（金））
８月２１日（金）	申請書類の提出締切
～９月１１日（金）	申請書類の審査（書面審査） ※手元に申請書類が届きましたら、審査項目に基づき、期日までに採点をお願いします。
９月２５日（金）	第２回選定委員会開催 ・申請書類及びプレゼンテーション審査 ・選定結果の講評についての議論
	指定管理候補者の選定

※委員会での審査の結果、該当者なしとする場合や、候補者に再度の申請を求めることがある。

２　選定要項（案）（資料６－１）

前回選定時からの主な変更点は以下のとおり。

１　指定管理料の変更（選定要項（案）Ｐ３）

R5～R8：744,684 千円　⇒　R9～R12：886,700 千円

（主な増額要素）

・物価高騰等の影響によるもの

・新たな業務の追加（学生 PLACE＋の運営）によるもの

※　なお、次期指定管理期間から、賃金・物価水準の変動に応じて、その変動分を指定期間２年度目（令和１０年度）以降の指定管理料に反映する仕組みである「賃金・物価スライド制度」を適用。

(2)　「５ 運営に係る基本的事項」の追加項目（選定要項（Ｐ３・４））

	該当箇所	追加項目	追加理由
1	(2)	業務の実施にあたっては、利用者アンケート等を通じて利用者満足度や意見・要望の十分な把握に努めるとともに、自己評価を実施し、その結果を踏まえた改善策の提案・実行により、サービスの向上を推進すること。	サービスの質の向上につながる取組を推進するため。
2	(2)ア（ウ）	大学関係者や学生を中心とした施設利用促進に向けた広報・宣伝業務及び施設・設備の機能改善	大学関係者や学生に対する施設の認知度及び利便性の向上を図るため。
3	(2)エ（イ）	学生が大学の枠を越えて交流・連携を図ることができる活動拠点（学生 PLACE＋）の運営及び拠点を活用した学生活動の活性化や地域・企業との交流促進等に・寄与するイベント等の開催	これまでの産官学地連携の知見やネットワークを活かした事業企画・運営を実施し、学生活動の支援や、地域・企業との交流促進の充実を図るため。
4	(2)オ	京都市が必要と認める事業に係る業務その他市長が必要と認める業務 「新京都戦略（令和８年３月改定)」、「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画 2019-2023（※次期ビジョン策定までの間、計画期間を延長中)」及び令和９年度中に策定予定の「大学のまち京都・学生のまち京都推進ビジョン」に基づき、センターにおいて実施する事業等	新たに策定した方針等を反映したため。

(3)　「審査項目」の変更点（選定要項Ｐ１１）

	該当箇所	追加項目	追加理由
1	イ　事業等の運営についての考え方	大学関係者・学生の利用促進に向けた考え方 ※配点を全体で１０点から１５点に変更	大学関係者や学生の利用促進を図るため。
2	オ　サービスの質の確保	効果的な取組を行うための仕組みづくり	サービスの質の向上につながる取組を推進するため。
3	コ　政策的審査項目	新京都戦略（別綴政策集含む。）に掲げるリーディングプロジェクト（「まち中に『学藝』があふれるプロジェクト」など）に即した取組 ※配点を全体で１５点から１０点に変更	新たに策定した方針を反映したため。